

# 事業者の皆様へ

～事業系一般廃棄物減量化・再資源化について～

市原市 環境部 クリーン推進課

## はじめに

市では、「市原市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、『“むだを無くし、ごみを減らす” ライフスタイルへ～資源循環型社会に向けて～』を基本理念として掲げ、ごみの減量化、分別、再資源化が市民、事業者、行政など、さまざまな主体によって支えられ、循環型の社会が形成されていることを目指しています。

一般廃棄物の収集運搬体制及び処理手数料の一部変更を行った平成 24 年 10 月以降は、ごみ排出量の減少及び再資源化率の上昇が見られるなど、一定の効果があげられているところです。

事業系ごみの総量は、23,032t（令和元年度）であり、平成 30 年度より 1,566t 増加しました。

市では、「市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例」において、事業系ごみの減量を推進するため、一定以上のごみを排出する事業者に対し、「事業系一般廃棄物減量等計画書」の作成、「事業系一般廃棄物管理責任者」の選任を定め、ごみの排出実態を調査するとともに、ごみの減量・リサイクルについて必要な指導・助言を行っております。

事業者の皆様におかれましては、これらの取り組みの趣旨にご理解ご協力いただくとともに、今後とも一層の事業系一般廃棄物減量化に努められますようお願い申し上げます。

## 目次

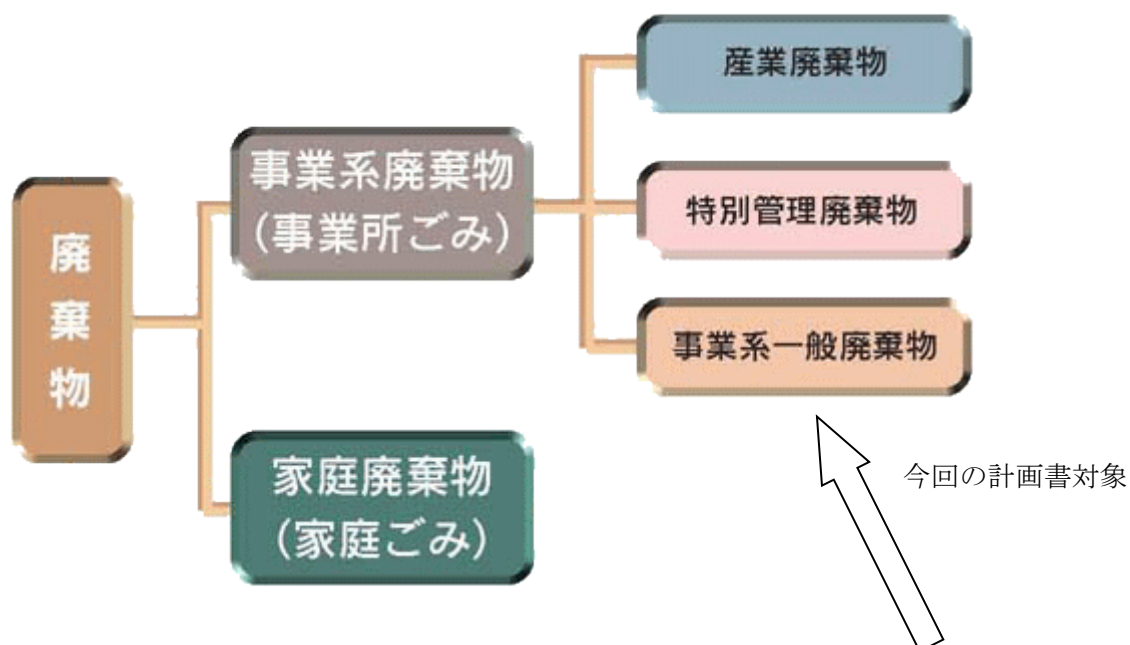
事業系の廃棄物について .....	3
(1) 廃棄物の分類 .....	3
(2) 廃棄物に対する事業者の責務 .....	4
(3) 事業系一般廃棄物の処理方法 .....	4
(4) 多量排出事業者 .....	4
(5) 多量排出事業者の責務 .....	5
(ア) 事業系一般廃棄物減量等計画書の提出.....	5
(イ) 事業系一般廃棄物管理責任者の選任.....	5
(ウ) 一般廃棄物の保管場所の設置 .....	6
(6) 多量排出事業者の指導 .....	6
ごみの減量化・再資源化の進め方について .....	7
<b>事業系一般廃棄物減量等計画書（記入例） .....</b>	<b>10</b>
事業系一般廃棄物減量等計画書の作成留意事項 .....	12
廃棄物の内訳について .....	12
資源物の分別徹底について .....	12
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋） .....	13
市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例（抜粋） .....	14
市原市多量排出事業者等の廃棄物の減量等に関する要綱.....	15

## 事業系の廃棄物について

### (1) 廃棄物の分類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法律」という）では、廃棄物を「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分け、それぞれ法律の定めるところにより処理しなければならないとしています。

さらに、市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例（以下「条例」という）では、一般廃棄物を「家庭系廃棄物（一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物）」と「事業系廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物）」として規定しています。



\*なお、今回皆様に送付させていただく、「事業系一般廃棄物減量等計画書」は、一般廃棄物を対象としておりますことにご留意ください。

## (2) 廃棄物に対する事業者の責務

条例では、「事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、事業系廃棄物の排出を抑制し、再生利用等を図ることにより、廃棄物の減量に努めなければならない。」(第4条第1項)と事業者の処理責任が規定されております。また、条例第4条第3項では、「事業者は、廃棄物の適正な処理及び減量の推進に関し、市の施策に協力しなければならない。」と規定されています。

自らの責任において適正に処理するとは

- ① 自らの事業所内で処理する。
- ② 自ら市の処理施設に搬入する。
- ③ 市長が許可した一般廃棄物処理業者に処理委託する。
- ④ 再生利用業者に処理委託する。

のいずれかの方法で処理することです。

## (3) 事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物の処理(収集・運搬等)を委託できる業者は、市原市長から一般廃棄物処理業の『許可』を受けている業者に限られていますので、必ずこの許可を受けている業者と契約をしてください。

また、資源物(古紙類、空き缶、空き瓶、布類)を再生する目的で回収する業者や食品リサイクル法第21条第2項に規定する認定事業者の委託を受けて運搬を行う場合等は、市原市長の許可は必要ありません。

なお、産業廃棄物の処理については、千葉県知事の許可を受けた業者と契約をしてください。産業廃棄物の許可業者については、千葉県産業資源循環協会(TEL 043-239-9920)までお問い合わせください。

## (4) 多量排出事業者

多量排出事業者とは、事業系一般廃棄物の排出量が1ヵ月に平均3,000kgを超える事業者のことをいい、「市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例」及び「市原市多量排出事業者等の廃棄物の減量等に関する要綱」に規定しています。

## (5) 多量排出事業者の責務（関係書類の提出）

### (ア) 事業系一般廃棄物減量等計画書の提出

一般廃棄物の減量化や適正処理についての実績報告と、今後の計画を定めた「事業系一般廃棄物減量等計画書」（第1号様式）を4月1日を基準に作成し、市長宛に提出していただきます。（記入例後掲）

「事業系一般廃棄物減量等計画書」の用紙は、市から各事業者へ配布します。また、市原市ウェブページにてダウンロードすることもできます。

[https://www.city.ichihara.chiba.jp/kurashi/gomi/jigyogomi/gomi\\_office.html](https://www.city.ichihara.chiba.jp/kurashi/gomi/jigyogomi/gomi_office.html)

### (イ) 事業系一般廃棄物管理責任者の選任

事業系一般廃棄物管理責任者は、事業者から排出される事業系一般廃棄物の実態を把握し、社員などへの啓発を通じて事業系一般廃棄物の減量及び適正処理を指導する役割を有し、職務は、次のとおりです。

- ① 建築物から排出される事業系一般廃棄物の種類、量、処理方法の把握
- ② 事業系一般廃棄物減量の計画を立てるとともに、適正処理のための組織体制の整備
- ③ 事業系一般廃棄物の減量・分別の方法について事業者・社員への啓発
- ④ 資源回収業者、ごみ収集運搬業者、建築物管理会社との調整
- ⑤ 計画内容の定期的な検証
- ⑥ 市の行う施策への協力

事業者は、毎年、事業系一般廃棄物管理責任者を選任または変更した場合、「事業系一般廃棄物管理責任者選任（変更）届出書」（第2号様式）を市長へ届け出てください。

提出先 〒290-8501 市原市国分寺台中央 1-1-1 市原市役所 環境部クリーン推進課 電話 0436-23-9053
---

#### (ウ) 一般廃棄物の保管場所の設置

近年の事業系一般廃棄物の急増に対応しその適正処理を図るため、一定期間保管できる場所（廃棄物処理及び再生利用するものに区分する）を設置するようお願いします。

〔設置上の留意点〕

- ① 十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- ② 搬入、搬出等の作業が容易にできること
- ③ 飛散、流出、地下への浸透、悪臭もれ、雨水の流入の恐れがないようにすること
- ④ ねずみ、害虫等が発生しないようにすること
- ⑤ 保管場所には、一般廃棄物管理責任者の氏名、廃棄物の種類等を表示すること

#### (6) 多量排出事業者の指導

市は、事業系一般廃棄物の減量化及び適正処理を効率的に進め、実効性のあるものにするため、事業系一般廃棄物減量等計画書及び事業系一般廃棄物管理責任者選任届出書が提出された場合は、その内容を審査し、必要な助言及び指導を実施します。

## ごみの減量化・再資源化の進め方について

### ごみの量を把握しましょう！

まず、事業所からどんなごみが、どのくらい出るのかをしっかりと掴んでください。ごみの減量を進めるためのアイデアが見つかるはずです。また、保管スペースの効率的な使い方や発生量に見合った適正かつ合理的な処理方法を検討する上で役に立ちます。

さらに、ごみの量を把握していれば、許可業者と収集運搬契約を締結する際に適正な処理料金を設定することができ、コストの削減を図ることもできます。

減量化の対象廃棄物を絞り込む（減量効果の大きいごみから始めましょう）

ごみの量を把握するためには？

実際に重さをはかることができれば、それが一番確実な方法です。しかし、計量が困難ならば、ごみの量の基準を設けてください。容器・袋・広さ・高さ等による基準を決めて、毎日・毎月・毎年のごみの量を求めてください。

### 事業所の種類別ごみ減量化・再資源化のポイント

ごみ減量・リサイクルを効果的に行うためには、少ない費用と手間で大きな減量効果が期待できることから取り組んでください。以下に事業所種類別のごみの減量化と再資源化のポイントを掲げますので、一層のごみの減量化・再資源化を推進しましょう。

#### 共通事項

- 分別保管スペースの確保や排出ルールを確立し、ごみの減量と分別排出の徹底を図る
- 内部文書・事務の見直し等によりペーパーレス化を進める
- 裏面が白紙の OA 用紙、広告紙の裏面を活用する
- 段ボール、新聞、雑誌等は資源回収業者へ引き渡す
- 個々のごみ箱を撤去し、ごみを出さない意識を定着させる
- 事務机やロッカーなどは補修、再利用を促進するとともに、社内リサイクルについても積極的に取り組む
- 使い捨て容器や食べ残しなどの弁当くずを減らす
- 従業員食堂でのメニューを工夫し、食べ残しを減らす



#### 小売店舗等

- 食材や物品の仕入れを繰り返し使える箱にする
- びん、缶、ペットボトルなどは納入業者による引き取りを促す
- トイレでのペーパータオルの使用をやめる
- 裸売りや量り売り等を導入する
- 販売管理の徹底などにより、売れ残り(生ごみ等)を減らす
- 生ごみを排出する際は、十分に水切りを行い、量を減らす
- 生ごみは業務用生ごみ処理機の活用などにより減量化・堆肥化を行う
- 簡易包装、再生品・環境にやさしい商品の販売を推進する
- 消費者へ買い物袋の持参を呼びかける
- 簡易包装を推進し、過剰包装はやめる

#### 飲食店

- 在庫管理を徹底し、売れ残りを減らす
- 年齢層に応じたメニューを用意するなど、食べ残しを減らす工夫をする
- 生ごみを排出する際は、十分に水切りを行い、量を減らす
- 生ごみは業務用生ごみ処理機の活用などにより減量化・堆肥化を行う
- 廃食用油の分別排出、再資源化を進める
- 食材や物品の仕入れを繰り返し使える箱(通い箱)にする
- 食品納入業者に容器の引き取りを促す
- 割り箸など使い捨て品の利用を減らす
- 箸袋の簡素化や省略化を進める
- 小サイズ包装の砂糖、調味料等の使用を控える
- 紙製おしぼりを布製にかえる
- トイレでのペーパータオルの使用をやめる

#### 病院等

- 事務机やロッカーなどは補修、再利用を促進するとともに、院内リサイクルについても積極的に取り組む
- 食堂のメニューを工夫し、食べ残しを減らす
- 箸は再使用可能なものへの切り替えを進める
- 生ごみを排出する際は、十分に水切りを行い、量を減らす
- 生ごみは業務用生ごみ処理機の活用などにより減量化・堆肥化を行う

#### 工場・倉庫等

- 段ボール、新聞、雑誌等は資源回収業者へ引き渡す
- 商品管理を徹底し、パレット、梱包材などの木くずを少なくする
- 木くずの堆肥化を進める
- 使い捨て容器や食べ残しなどの弁当くずを減らす
- 従業員食堂でのメニューを工夫し、食べ残しを減らす
- 食堂での箸は再使用可能なものへの切り替えを進める
- 個々のごみ箱を撤去し、ごみを出さない意識を定着させる
- 事務机やロッカーなどは補修、再利用を促進するとともに、社内リサイクルについても積極的に取り組む

# 記入例

様式第1号（第3条関係）

## 事業系一般廃棄物減量化等計画書（記入例）

年 月 日

（あて先）市原市長

住 所（所在地）市原市国分寺台中央 1-1-1

届出者

氏 名（名称及び代表者名）市原商事㈱

代表取締役社長 市原一郎<sup>㊟</sup>

電話番号 0436 (23) 9053

市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例第17条第1項の規定により、事業系一般廃棄物減量等計画書を提出します。

建築物の名称	市原ビル		
建築物の所在地	市原市国分寺台中央 1-1-1		
事業系一般廃棄物管理責任者の職氏名及び連絡先	(職) 総務課長	(氏名) 市原次郎	(電話) 0436 (23) 9857
建築物の用途	事務所 小売店（スーパー等） 工場・研究所 医療機関等 ホテル・結婚式場 学校 ゴルフ場 倉庫・流通センター その他（ ）		
※ 複合用途・貸しビルの場合、テナント事業者名	市原商事㈱・五井㈱・喫茶フクマス・市原堂		
建築物の利用状況	従業員数	230 人	外来者数 50 人／日
建築物の規模等	延べ面積	3,500 m <sup>2</sup>	地上 5 階／地下 2 階
収集運搬業者の回収日	月	火	水 木 金 土 （複数をお印で囲む）
保管場所	廃棄物	1ヶ所	10 m <sup>2</sup> 、再生利用物 1ヶ所 10 m <sup>2</sup>
減量、資源化及び適正な処理に関する計画	今年度計画していること		現在減量のために実施していること
	1 紙類の分別・資源化 (1) 新聞・段ボール・雑紙(誌) (2) OA紙 (3) シュレッダー (4) その他（ ） 2 生ごみの資源化（堆肥・飼料） (3) びん・缶・ペットボトルの資源化 4 包装材の使用抑制 (5) 社員教育の徹底 6 その他（具体的に）		1 紙類の分別・資源化 (1) 新聞・段ボール・雑紙(誌) (2) OA紙 (3) シュレッダー (4) その他（ ） 2 生ごみの資源化（堆肥・飼料） (3) びん・缶・ペットボトルの資源化 4 包装材の使用抑制 5 社員教育の徹底 6 その他（具体的に）

# 減量化・再資源化の実績と計画

廃棄物の内訳		前年度の実績（令和元年度）					
		排出量 (A)t	再資源化量 (B)t	再資源化率 (B)/(A)%	処理 区分	契約事業者等または処分方法	資源回収問屋名または処分先
紙類	OA用紙	6	1.5	25	5	〇〇資源	
	新聞	12	10	83	5	〇〇資源	
	雑誌（紙）	12	10	83	5	〇〇資源	
	段ボール	8.5	8.5	100	5	〇〇資源	
	シュレッター						
	その他紙ごみ	3	0	0	1	△△産業	福増クリーンセンター
（計）		41.5	30	72			
その他資源	飲食用びん・缶	15	14	93	6	××販売	
	ペットボトル	4	4	100	5	□□運輸	
	厨芥類（生ごみ）	22.5	0	0	1	△△産業	福増クリーンセンター
	布類	2	1	50	5	〇〇資源	
その他可燃物		34.5	0	0	1	△△産業	福増クリーンセンター
その他不燃物		16.5	0	0	1	△△産業	福増クリーンセンター
合計		136	49	36			
		今年度の計画（令和2年度）					
		排出量 (A)t	再資源化量 (B)t	再資源化率 (B)/(A)%	処理 区分	契約事業者等または処分方法	資源回収問屋名または処分先
紙類	OA用紙	6	4	67	5	〇〇資源	
	新聞	10.5	10.5	100	5	〇〇資源	
	雑誌（紙）	10.5	10.5	100	5	〇〇資源	
	段ボール	8	8	100	5	〇〇資源	
	シュレッター						
	その他紙ごみ	2.5	0	0	1	△△産業	福増クリーンセンター
（計）		37.5	33	88			
その他資源	飲食用びん・缶	15	15	100	6	××販売	
	ペットボトル	3	3	100	5	□□運輸	
	厨芥類（生ごみ）	20	10	50	1,5	■テック	■テック
	布類	1.5	1.5	100	5	〇〇資源	
その他可燃物		30.5	0	0	1	△△産業	福増クリーンセンター
その他不燃物		15	0	0	1	△△産業	福増クリーンセンター
合計		122.5	62.5	51			

※処理区分欄記入コード：1.許可業者に委託して市の施設へ搬入 2.市の施設へ自己搬入 3.自己処理（焼却処理）

4.自己処理（堆肥化）5.再資源化業者に委託 6.メーカー・納入業者による回収 7.許可業者に委託 8.その他

## 事業系一般廃棄物減量等計画書の作成留意事項

### 1. 令和2年度の計画は以下の基準を満たして作成してください。

(市原市多量排出事業者等の廃棄物の減量等に関する要綱第6条関係)

- (1)小売店 事業系一般廃棄物の対前年度排出量比 98%未満、若しくは資源化率 50%以上
- (2)公共施設 事業系一般廃棄物の対前年度排出量比 96%未満、若しくは資源化率 50%以上
- (3)医療機関等 事業系一般廃棄物の対前年度排出量比 98%未満、若しくは資源化率 10%以上
- (4)ゴルフ場 事業系一般廃棄物の対前年度排出量比 98%未満、若しくは資源化率 15%以上
- (5)ホテル・飲食店 事業系一般廃棄物の対前年度排出量比 98%未満、若しくは資源化率 20%以上
- (6)事務所、工場、倉庫、その他 事業系一般廃棄物の対前年度排出量比 98%未満、若しくは資源化率 30%以上

### 2. 廃棄物の内訳について

- OA用紙  
上質紙、再生紙、コピー紙など
- 新聞  
新聞紙、折り込みチラシ
- 雑紙(誌)  
雑誌、書籍、カタログ、パンフレット、メモ用紙、名刺、はがき、封筒、包装紙、紙袋、紙箱、ノート
- その他紙ごみ  
カーボン紙、ビニールコート紙、油紙、アルミ貼りの紙など
- 飲食用びん・缶  
ジュースやビールのびん・缶、油や調味料のびん・缶、ツナやフルーツなどの缶詰、油や調味料のびん、佃煮などのびん
- その他資源物  
布類、ペットボトル、飲食用以外でリサイクルしている缶・びん(飲食用と併せて処理している場合は、飲食用の缶・びんの欄に記入)
- その他可燃物  
プラスチック容器、木・草など
- その他不燃物  
ガラス製品、小型家電製品、粗大ごみなど

### 3. 資源物の分別徹底について

平成15年4月から、資源物のうち古紙類、飲食用のびん・缶は、きちんと分別して、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼するか、自分で再生利用業者に運ぶことがルールとなりました。資源物の分別徹底及び処理に留意し、作成願います。

## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

### （目的）

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### （事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において、適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

### （市町村の処理）

第6条の2（1．2．3．6項は省略）

4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

## 市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例（抜粋）

### （目的）

第1条 この条例は、市、事業者及び市民が一体となって、廃棄物を適正に処理し、及び廃棄物の排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量を行うことにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源の有効な利用を図り、もって市民の健康で快適な生活環境の確保に資することを目的とする。

### （事業者の責務）

第4条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、事業系廃棄物の排出を抑制し、再生利用等を図ることにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用することが可能な製品、容器等の開発に努めるとともに、それらの修理及び回収体制の確保等により廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、廃棄物の適正な処理及び減量の推進に関し、市の施策に協力しなければならない。

### （多量排出事業者の責務）

第16条 多量排出事業者等（市長が事業系一般廃棄物を多量に排出すると認める者をいう。以下同じ。）は、廃棄物の排出を抑制し、再生利用を行うことにより廃棄物の減量に努めるとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

### （計画書の提出等）

第17条 多量排出事業者等は、自ら所有し、又は管理する建築物等（以下「事業用建築物等」という。）から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市長が別に定める計画書（以下単に「計画書」という。）を提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 市長は、計画書に関し、事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正な処理のため必要があると認めたときは、多量排出事業者等に対し、期限を定めて、計画書の変更を指示することができる。

### （事業系一般廃棄物管理責任者）

第18条 多量排出事業者等は、別に定めるところにより、事業系一般廃棄物管理責任者を、市長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 事業系一般廃棄物管理責任者は、事業用建築物等から生ずる一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、計画書の内容を達成するよう努めなければならない。

## 市原市多量排出事業者等の廃棄物の減量等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例（以下「条例」という。）第16条、第17条及び第18条に規定する多量排出事業者等の事業系一般廃棄物の減量化及び適正な処理に関して必要な事項を定める。

### (対象)

第2条 条例第16条に規定する多量排出事業者等は、ごみの排出量が1か月あたり平均3トンを超える事業者等（当該事業者の占有する建築物の管理に責任を有する者を含む。）をいう。ただし、次に掲げるものはこの限りではない。

- (1) 臨時的に多量の廃棄物を排出したと認められる場合
- (2) その他、特に市長が多量排出事業者等に該当しないと認めた場合

### (計画書)

第3条 条例第17条第1項に定める計画書は、市原市事業系一般廃棄物減量等計画書（別記様式第1号）とする。

2 前項の計画書は、毎年4月1日を基準日として作成し、遅滞なく市長に提出しなければならない。

### (事業系一般廃棄物管理責任者)

第4条 多量排出事業者等は、条例第18条第1項に基づき、毎年、事業系一般廃棄物管理者を選任し、事業系一般廃棄物管理者選任（変更）届（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する二以上の事業所の所有者が同じである場合で、一人の管理責任者が当該二以上の事業所の管理責任者となっても、その職務を遂行するにあたって特に支障がないときはこの限りでない。

### (助言及び指導)

第5条 市長は、第3条に規定する計画書について、廃棄物の減量等に関する必要な助言及び指導を行うことができる。

### (助言及び指導の基準)

第6条 前条の助言及び指導は、次の各号の基準に該当する多量排出事業者等に対し行うものとする。ただし、基準に該当することについて、特段の事情があると認められる場合はこの限りではない。

- (1) 小売店 事業系一般廃棄物の対前年度排出量比 98%以上で、かつ資源化率 50%未満の事業所
- (2) 公共施設 事業系一般廃棄物の対前年度排出量比 96%以上で、かつ資源化率 50%未満の事業所
- (3) 医療機関等 事業系一般廃棄物の対前年度排出量比 98%以上で、かつ資源化率 10%未満の事業所
- (4) ゴルフ場 事業系一般廃棄物の対前年度排出量比 98%以上で、かつ資源化率 15%未満の事業所
- (5) ホテル・飲食店 事業系一般廃棄物の対前年度排出量比 98%以上で、かつ資源化率 20%未満の事業所
- (6) 事務所、工場、倉庫、その他 事業系一般廃棄物の対前年度排出量比 98%以上で、かつ資源化率 30%未満の事業所
- (7) その他、市長が特に必要と認める事業所

### (その他)

第7条 その他、多量排出事業者等の廃棄物処理の減量等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1. この要綱は平成21年6月16日から施行する。

(市原市多量排出事業者等の減量化指導要綱の廃止)

2. 市原市多量排出事業者等の減量化指導要綱（平成8年1月1日施行）は、廃止する。

### 附 則

#### (施行期日)

1. この要綱は平成21年7月1日から施行する。